

『ジェレミー・ベンサムの挑戦』

各章の要約

(総論) 深貝 保則(第Ⅰ部、第Ⅱ部)・戒能通弘(第Ⅲ部)

その生涯のさなかから 20 世紀の後半に至るまで、ときに便利に活用されながらも批判を浴び続けたベンサムの思想ではあるが、近年、ベンサム像の見直しが急速に進んでいる。『ジェレミー・ベンサムの挑戦』の各部の総論では、当のベンサム自身によるチャレンジをめぐるいくつかのトピックスを見たうえで (第Ⅰ部総論)、それ以来の 200 有余年の期間にベンサムに対してのイメージや解釈がいかに変化したのかを類型化して辿る (第Ⅱ部総論)。そして近年のベンサム研究リヴィジョニズムとでもいうべき動向を参考に、アーキテクチャーやマイノリティーの問題に則して、今日においてベンサムの思想を掘り起こす可能性へと繋げる (第Ⅲ部総論)。

I ベンサムの挑戦

第1章

コモン・ロー的伝統とベンサムの法理論

戒能 通弘

本章ではまず、ベンサムのコモン・ロー批判をイギリス法のコンテクストに位置づけることで、ベンサムの議論が、直接の標的としたブラックストーン批判に限定されることのない幅広い射程を持っていたことを示したい。また、ベンサムの対案であったパノミオン(総合法典)についてもイギリス法のコンテクストに基づき検討するが、それは、それまで裁判官の「理念」でしかなかった法の一貫性を紙上に実現し、コモン・ローにおいては不可能とされた権威ある法発展、法創造を、「法の採用」により可能とするものであった。さらに、コモン・ローにおいては不可避であると論じていた「法」と「一般的慣習」の間のミッシング・リンクを、自らの立法論で架橋することも試みている。「一般的慣習」を反映するとされたコモン・ローは、18 世紀に至っても、封建制の核であった物的財産(不動産)に関する法を特権化していたが、ベンサムは、土地を財産の 1 つに相対化して、「土地」から「法」へと富の源泉を移行、普遍化することも提言した。

第2章

ジェレミー・ベンサムと H・L・A・ハートの「法理学における功利主義的伝統」

フィリップ・スコフィールド (訳者：戒能通弘)

ハートの『ベンサム論集』(1982 年)は、近年までのベンサムの法理論についての解釈に多大な影響を与えてきた。そこでは、ベンサムの法理学は記述的で道徳的に中立な用語を用いていたとして、日常言語学派の影響の下に「共通の語法」を探求したハート自身の試みとの親近性が語られている。しかしながら、ベンサムの法理学は、法、権利、義務といったフィクションを真実の存在の源泉である快樂・苦痛に結び付けて説明する試みであって、共通の語法を探求するというよりもむしろ、既存のものが不十分ならば、新しい用語の発明をも伴うものでもあった。もし功利主義的な法理学の伝統があったならば、その特徴は、ハートが言うようなものではなかった。ベンサム研究に関する限り、一旦、ベンサムを法実証主義の観点から理解する枠組みを捨てて、ベンサム自身の言語哲学に基づいてその意味を問うことにした方が、ベンサムの思想についてのより良い理解と、法の理論、哲学の現在そして将来に向けて、潜在的な貢献を得ることができるだろう。

第3章

ベンサム言語論の挑戦

高島 和哉

ベンサムの言語論については、オグデン以来、その独創性や先駆性を強調する論者が多く、知性史的観点からの研究は十分になされてこなかった。本章では、17世紀後半から18世紀末にかけて西欧世界で隆盛を極めた言語に関する哲学的探究の伝統に即して見た場合に、ベンサムの言語論の独創性はいかなる点に存するのかを考察するとともに、その認識論や科学方法論上の含意についても明らかにしたい。そうした考察の結果、法学者ベンサムによるブラックストーン法学への挑戦は、哲学者ベンサムによる言語思想の伝統への挑戦と対になって展開されたものであることが示される。ベンサムは、「自然法」や「コモン・ロー」について、快楽・苦痛という現実的実体との関係性を示しえないフィクションであると批判するのであるが、そのベンサムの見方は、哲学的伝統を継承しつつも、極めて独創的な彼の言語論に支えられていたことが理解されるはずである。

第4章

ベンサムにおけるキリスト教と功利主義

小畑 俊太郎

ベンサムは従来、宗教的信仰を根絶しようとする「戦闘的無神論者 (combatant atheist)」として理解されてきた。ベンサムの功利主義の「反宗教的」な性格を強調するこうした解釈は、諸個人の善を最も適切に判定しうるのは立法者であるという、「パターナリスティック」な立法者像とも連動するものである。しかしながら、キリスト教に関するベンサムの諸著作の詳細な読解から浮き彫りになるのは、ベンサムが、まさに功利主義の視点から、イングランド国教会の「腐敗」問題を厳しく批判した一方で、「まだ制度化されていない教会」を一貫して教会の本来の姿と見なし、高く評価していたという事実である。ベンサムのキリスト教への批判は、各人が宗教的信仰を抱くことそれ自体ではなく、国家と教会の癒着した国教会制度に対して向けられていた。本章では、ベンサムが宗教的多元性を擁護する際に重視する「イエスの宗教」の概念に着目することで、ベンサムの宗教論のいわば「リベラル」な側面を明らかにする。

II ベンサム論の挑戦

第5章

功利主義と配分的正義—民法とベンサム経済思想の基礎—

ポール・ケリー (訳者：有江大介・高島 和哉)

ベンサムは、立法者を功利主義に立脚するものとして構想するのだが、そのような立法者は、互いに相反する利益あるいは義務をどのように調停するのかという問題に直面することとなる。従来の研究においては、功利の原理の指図が、つねに個人の利益に優先することで解決されるというのがベンサムの立場だと解釈されてきた。ベンサムは、経済的な自由を主張したスミスやヒュームの系譜ではなく、政府の経済的領域への干渉を促した19世紀後半の思想家に近いものとして捉えられているのである。本論文の要点は、ベンサムの民法に関する未公開の論稿を検討することで、以上のように受容されてきたベンサム理解を斥け、ベンサムのリベラルな構想に光を当てることにある。ベンサムは、功利の原理を直接的な義務の源泉として捉えているのではなく、人々の権利の安全や期待を法によって保護することで各人の利益追求を促し、それが最大多数の最大幸福につながることを示しているのである。

第6章

憲法上の権利と安全

フレッド・ローゼン (訳者：小畑俊太郎)

ベンサムの権利批判、とくに、「大言壮語のナンセンス」としての自然権論についての彼のコメントは、おそらく、彼の政治思想のなかでも最もよく知られた部分である。権利は、政府の設立と

法律の制定に先行するのではなく、それらの結果として生ずるものでなければならぬと論ずることによって、ベンサムは、政治社会や政府に先行する想像上の権利に対して何ら役割を見出していない。彼のアプローチは、人間的、道徳的あるいは自然的権利の重要な特徴を正しく理解し損なっていると論じられるかもしれない。この批判は、しばしば、とりわけ人権論において、功利主義者に対して展開されている。それにもかかわらず、安全保障が彼の功利論において果たす役割を考えると、こうした批判がベンサムに妥当するかどうかは疑わしい。各個人（すなわち、彼の生命・自由・財産）の安全保障が最大化される社会こそ、彼のデモクラシー構想の核心にあるものである。功利は全ての人間の理想や目標を具現化しないかもしれないが、ベンサムの理論は少なくとも、多くの人権論と同一の守備範囲をカバーしているのである。

第7章

ベンサムにおける功利主義的統治の成立

板井 広明

『監獄の誕生』(1975年)において、フーコーは、パノプティコンにおける権力の機制(パノプティズム)を近代における規律権力の範型と見做す。一方、新しいベンサムの『著作集』の編集に長年携わっているスコフィールドは、ベンサムの意図は人道主義的なものであり、イングランド刑法改革という文脈を理解しないフーコーはベンサムの意図を解さずに奇妙な批判を投げかけていると論じている。しかし思想家の特質を自由と抑圧、権威主義と個人主義といった形に二分して、どちらか一方に還元する解釈図式は問題である。ここでは、ベンサムの多様な統治の様相を、パノプティコンに即しつつ、整理しなおそうと思うが、それはフーコーが指摘したことと、フーコーへの批判で指摘されたこととを接合することでもある。一般に近代個人主義の展開をめぐっては、個人の自由の拡張と主権者の権威の増進との同時進行という両義的な様相を呈するのであるが、このことを念頭に、上記の二者択一とは異なる形で、ベンサムの議論を見直すものである。

第8章

「功利主義」はなぜ不評か

有江 大介

功利主義(utilitarianism)や功利的(utilitarian)という言葉は、どの国でも日常的には必ずしも良い意味では使われない。ケインズがベンサムや功利主義に対して、「私たちの文明を内部から蝕み、今日の道徳的退廃を招いた蛆虫(worm)」と蔑んだのは有名な話である。わが国では、「あいつは功利的なやつだ」という現代日本語の表現に好意的なニュアンスを感じ取ることはできないであろう。つまり、功利主義は市場経済での私的な利益追求を肯定的な行動規範とする、近代資本主義社会あるいは現代のカジノ資本主義の通念を代弁する忌避すべき思想と見なされがちである。ただ、そのような功利主義の通俗的な捉え方と、「功利の原理」や「最大幸福原理」のもつ利他的な要素との間には大きな乖離があるのも事実である。歴史的には、功利主義は法改革や所得再分配政策による貧富の格差縮減などの社会改革を目指す、1つの思想体系としてベンサムによって構想されたはずである。本章では、とりわけその「乖離」の度合いを拡大しそれを「誤用」と言われるまでになったわが国のutilityないしutilitarianismの翻訳の問題に着目する。翻訳を巡る問題が何を意味しているのかを示すとともに、功利主義を「打算的な態度、計算高い心情を指す」ことが本当に誤用や誤解なのだろうかなどについても1つの見解を表明したい。

III 挑戦する「ベンサム」

第9章

統治と監視の幸福な関係

安藤 馨

本章で論じようとするのは次のことである。ベンサムの統治構想が現在のいわゆるリベラルな立

憲主義的統治構想と表面的には類似しつつもその根本に於いて異なった発想に立っていること。また、現在の我々にとって「異様」にも映る、そうした根本的相違こそが、既に立憲主義的な民主主義体制下に生きてしまっている現在の我々がこの期に及んでベンタムを読むことから得ることのできる示唆の源泉である、ということ。これらを示すためにベンタムに於ける「監視 (monitoring)・監察 (inspection)」を導きの糸としつつ、若干の読解と、アヒストリカル(非歴史的)な敷衍を試みたい。現在のリベラルな立憲主義体制の先駆者として描かれることによってベンタムはしばしば「リベラル化」され、下手をすると熟議民主主義者として描かれかねないのではあるが、それを超えるようなベンタムの立憲主義的統治構想の強烈さを示すことになる。

第10章

功利主義とマイノリティー

板井 広明

ベンタムの功利主義の基本的な軸は、ある行為や政策が影響を及ぼす範囲に応じて、個人・階級・国民・人類・動物といったあらゆる快苦感受的存在を考慮の対象に入れるという点にある。そして「国民」には、当時としては先駆的なことに女性や、むろん子供も含まれる。ベンタムの功利主義に対しては人間が快苦の束・没個性的な利益追求主体に還元されているとして批判されるが、快苦感受主体という点で男女を同質・平等と見做すだけではなく、代償差別的な視点(女性をより優遇すること)により、男女の実質的平等を企図しようとした点は評価されるべきであろう。たしかに、多数者の利益増進と少数者の不利益の甘受という結論を導き出しかねない論理を孕んでいる点で、ベンタムの議論には微妙な問題がある。しかし同時に、当該社会からの苦痛の除去という視点があることで、被抑圧者としてのマイノリティー—それは人間だけではなく動物をも含む—を擁護しようとする論理がベンタムの功利主義にはあり、統治の学としての功利主義の可能性の一端はそこにある。

第11章

グローバリゼーションとベンタム

戒能 通弘

ベンタムは「悪政に対する安全保障」などで、各国市民の安全の観点から、出版と公的議論の自由、輿論を通じて「悪政」にならないように導くことを軸とした「輿論法廷(public opinion tribunal)」の全世界的な導入を提唱している。この「輿論法廷」は、ベンタムの国際法の議論においても重要な役割を有しているが、本章では主に、「輿論法廷」に基づくベンタムの国際法の議論が、現代の社会に対してどのような含意を持ちうるかについて検討する。すなわち、ここでの課題は、同時代の特殊な問題状況に向けられたベンタムの提案のなかから普遍性を持つ内容を抽出することで、現代社会へのレレヴァンスを問うことにある。現代の国際関係に関する代表的な哲学的考察であるロールズの「万民の法(Law of Peoples)」の構想とベンタムの議論の比較を試み、その現代的意義を明らかにするとともに、そのロールズも含め、近代以降の西洋の国際関係に関する議論に多大な影響を与えてきた同時代のカントとの「哲学的前提」に基づく差異も明らかにしたい。

研究の手引き

板井広明

e-text の情報、ベンタム・プロジェクトや国際功利主義学会の機関誌情報、さらに、ベンタム・プロジェクトの最近の顕著な動きで、ベンタムの未公刊の草稿へのインターネットを通じたアクセスを可能にした「Transcribe Bentham」の紹介なども行い、ベンタム研究へと誘いたい。さらに、ベンタムをより身近に感じてもらうために、ロンドンなど、ベンタムゆかりの地の紹介もし、末尾には、ベンタムに関わった人々の表を付した。